

## 日本ジオパーク学術支援連合規約

### (名称)

第1条 本連合は、日本ジオパーク学術支援連合（Japan Geopark Academic Support Union：JGASU、以下「本連合」という。）と称する。

### (目的)

第2条 本連合は、ユネスコ憲章及びユネスコ国際地質科学ジオパーク計画（International Geoscience and Geoparks Programme：IGGP）の定める定款（Statutes of the International Geoscience and Geoparks Programme）及びガイドライン（Operational Guidelines for UNESCO Global Geoparks）の理念に則り、日本におけるジオパーク活動を学術的に支援することを目的とする。

### (事業)

第3条 本連合は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- ①各学協会及び研究者等のジオパーク活動支援の情報共有及び発信に関する事
- ②ジオパーク活動支援のためのシンポジウム、セッション、勉強会、講習会、研修会等の啓発的事業（以下、「啓発的事業」という。）の企画に関する事
- ③ジオパーク申請書等の学術的記述のレビューに関する事
- ④日本ジオパークネットワーク及び各地のジオパークの実施する啓発的事業への協力及び講師派遣に関する事
- ⑤その他、前条の目的達成のために全体会議が必要と認めた事

### (組織)

第4条 本連合は、前2条に定める本連合の設立趣旨に賛同する学協会により構成する。

### (委員)

第5条 本連合の委員は、前条の各学協会からそれぞれ1名の推薦された者で構成する。

- 2 本連合に代表及び副代表を置き、委員の互選により選任する。
- 3 代表は、本連合の会務を総理する。
- 4 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるときはその職務を代理する。

### (任期)

第6条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員の交代又は追加により選任された場合の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 2 代表は、特別な事由があると認めるときは、任期中であっても委員を解任することができる。

### (全体会議の開催及び議決)

第7条 本連合の全体会議は、代表が適宜招集し、代表がその議長となる。

- 2 全体会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決することができない。
- 3 全体会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 代表は、全体会議の議決が書面又は電磁的方法により可能と認める場合は、前2項の規定にかかわらず、書面又は電磁的方法により委員総数の過半数以上の可決をもって全体会

議の議決に代えることができる。

5 代表は、必要があると認めた場合は本連合に属する委員以外の者を会議に出席させ、関係事項について助言及び説明を求めることができる。

(部会等の設置)

第8条 本連合に、必要に応じ、部会等を置くことができる。

2 部会等は、その活動に関する個別の事項を調査検討し、その結果を全体会議に報告する。

3 部会等の組織、運営等に関し必要な事項は、代表が全体会議に諮って決定する。

(事業会計年度)

第9条 本連合の事業会計年度は、毎年5月1日に始まり、翌年4月30日に終わる。

(経費)

第10条 本連合の経費は、受益者負担金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

2 本連合の経理事務に関しては、代表が別に定める。

(事務)

第11条 本連合の事務を処理するため、事務局を置く。

2 本連合の事務局は、代表が全体会議に諮って決定する。

(情報公開)

第12条 代表は、本連合の会議の結果を適宜公開する。

(変更)

第13条 この規約の変更は、代表が全体会議に諮って決定する。

(雑則)

第14条 この規約に定めるもののほか、本連合の運営に関し必要な事項は、代表が全体会議に諮って決定する。

## 附 則

1 この規約は、2021年7月2日から施行する。

2 本連合を構成する設立時の学協会は、次に掲げるとおりとし、委員の任期は、第6条の規定にかかわらず、2023年4月30日までとする。

①一般社団法人 日本地質学会

②公益社団法人 日本地理学会

③公益社団法人 日本地震学会

④特定非営利活動法人 日本火山学会

⑤日本第四紀学会

⑥一般社団法人 日本応用地質学会

⑦一般社団法人 日本地形学連合

⑧一般社団法人 日本活断層学会